

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛媛県
3. 市区町村名	松山市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年12月25日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有 ▼
9. 評価書番号	26
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭医療費助成事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.pbc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&no=&kk_name=%E6%9D%BE%E5%B1%B1%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%
12. 委任関係	▼

執行機関名 松山市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第34号)による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松山市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第42号)別表第1 1の項第3号 松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第34号)による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第34号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、(その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図る)ことを目的とする。	第1条 この条例は、(ひとり親家庭)に対して医療費の一部を助成することにより、(ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第34号) 松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年規則第70号)